

行政視察報告

委員会名	文教委員会
視察日	令和5年5月10日(水)
視察先	北海道札幌市
視察委員	伊藤 よしのり 委員長 中 村 けいこ 副委員長 秋 家 聡 明 委員 齊 藤 大 介 委員 岩田 よしかず 委員 江 口 ひさみ 委員 大 高 拓 委員 中 村 しんご 委員 おおにし 順子 委員 沼 田 たか子 委員
調査項目	札幌市図書・情報館（現地視察）
事業概要	札幌市では、生涯学習社会や高度情報通信社会が進展する中、また、少子高齢化や国際化、地方分権等の課題や社会の変化に直面する状況下において、市民が必要とする情報を的確に提供できる身近な情報拠点として、図書館の機能充実を図ってきた。 しかしながら、社会環境は変化を続けており、インターネットの普及も相まって情報量が増加する中、必要な情報を個人の力で収集し、選択することが難しくなってきたことから、市民が必要な情報を得ることができるよう、ネット上の情報も含めた資料の収集、調べものへの相談対応（レファレンスサービス）、役立つ情報の積極的発信など、図書館機能のさらなる充実に取り組んでいる。
視察内容	札幌市図書・情報館は、貸出機能に重点を置いた既存の図書施設とは異なる、調査相談・情報提供に特化した「課題解決型図書館」として2018年にオープンした。 この図書館は、劇場やアートセンターと複合の施設（札幌市民交流プラザ）となっており、立地は、商業施設やオフィスが密集し、多くの働く人々やビジネス・観光で札幌を訪れる人たちが特に多いエリアにある。 その地域特性から「都心に集う主に大人を対象に『札幌の魅力や街の情報』『ビジネスや様々な課題解決に役立つ情報』を提供するというコンセプトが生まれた。 (1) 施設概要 ○札幌文化芸術劇場、札幌文化芸術交流センターと併設 ○西2丁目地下歩道直結 ○座席数／1階約30席、2階約170席 一部座席はインターネットから予約可能 ○収蔵能力4万冊（貸出不可、館内利用のみ） ○全館無料Wi-Fi完備、一部座席にコンセント設置 ○飲物持ち込み可、会話可能 (2) 事業内容、特徴 ○仕事や暮らしに関する図書・情報提供、セミナーやトークイベントの開催 Work：マーケット情報、起業、資格取得など Life：医療、健康、法律など Art：舞台芸術、現代アートなど ○関連機関との連携（相談窓口開設や共催セミナーの開催による橋渡し） ○札幌の魅力発信や仕事・暮らしに役立つ情報提供に特化 デジタル映像や図書で札幌を訪れるひとや市民に札幌の魅力を紹介 文学・児童書・絵本のコーナーはない ○知的空間の創出 会話可能な室内空間や充実したIT環境で、交流や調べものを支援 視察当日は休館日であったが、館長様に館内をご案内いただき、施設の概要や特徴、事業内容について説明を受け、随所で委員からの質疑に対し館長様にお答えいただいた。
主な質疑内容	(問) 図書・情報館という施設名であるが、法的には図書館という位置づけなのか。 (答) 図書館法に基づく、また、札幌市の図書館の条例に基づく図書館で47施設あるうちの一つである。 (問) 日本分類十進法によらない図書の配置というのは、ここが情報館という名称だからできることなのか。 (答) 最近の図書館はテーマごとの配置が増えてきている。図書館という名称だから日本十進分類法で図書を配置しなければいけないということはない。ここでは、司書が一人一つの棚を持っていて、それぞれが個性的な配置の工夫をしている。 (問) ここがビジネスに特化した図書館となったのは、ニーズがあったからなのか。 (答) 立地の面で都心でビジネスマンが集うということで、その方々をサポートするにはどういった図書館がいいのかというところから考えた。また、小規模な図書館として運営するとすると、ある分野に特化したほうが良いと考えた。 (問) 産業振興施設との連携は行っているのか。 (答) 札幌商工会議所がすぐ近くにあり、そこで働いている方もターゲットであるので、例えばセミナーのチラシとか広報紙を館内の棚に置くなど、双方でやり取りをして、密接に連携を取るようになっている。

行政視察報告

委員会名	文教委員会
視察日	令和5年5月11日(木)
視察先	北海道千歳市
視察委員	伊藤 よしのり 委員長 中 村 けいこ 副委員長 秋 家 聡 明 委員 齊 藤 大 介 委員 岩田 よしかず 委員 江 口 ひさみ 委員 大 高 拓 委員 中 村 しんご 委員 おおにし 順子 委員 沼 田 たか子 委員
調査項目	特別支援教育の充実に関する施策について
事業概要	千歳市では、障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その力を高め、生活や学習の困難を改善または克服するため、障がいの種別に応じた教育を行っている。具体的な取組としては、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒を的確に把握し、自立に向けた指導が確実に行えるよう、就学に関する丁寧な相談を通じて適切な就学先の決定に努めている。また、教員の知識向上を目的とした研修の実施や特別教育支援員等の配置により、特別支援教育体制の充実に取り組んでいる。
視察内容	<p>(1) 千歳市の取組</p> <p>① 切れ目ない支援 早期から一貫した教育支援を進めるために、個別の教育支援計画と指導計画を作成し、「連携」「コミュニケーション」「移行支援」におけるツールとして活用している。</p> <p>② 適正な就学先の確保 障がいのある児童生徒の自立と社会参加を見据え、個々の教育的ニーズを把握し適した学びの場に就学することで、効果的に力を伸ばすことができる。学びの場については、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常学級があり、その時点で最も適した指導を受けることができるように見直すこととしている。また、保護者が児童生徒の就学先を検討する上で、どの学びの場が最適であるかを学校教育課に配置している障がい児教育相談員が教育支援委員会の判定に基づき助言するなどしている。この他、保護者の経済的負担を軽減し、適正な学びの場への就学を奨励するため特別支援学校等就学奨励金を支給している。</p> <p>③ 支援体制の充実</p> <p>○特別支援教育支援員等の配置 特別な教育的支援を要する児童生徒の学習支援及び学校活動における生活介助を行うために、通常学級に特別支援教育支援員を、特別支援学級に児童生徒ヘルパーを配置している。また、日常的に喀痰吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する学校には、医療的ケア看護職員を配置し、児童生徒が安心して学校生活や学習活動に取り組むことができるように環境整備を行っている。</p> <p>○特別支援教育の推進に向けた連携体制 特別支援教育に関する専門性の向上を図るため、特別支援教育コーディネーター等を対象とした実践力向上のための研修や、一般教員等を対象とした特別支援教育への理解・啓発のための研修を開催している。また、学校の要請に応じて、特別支援教育担当教員、福祉関係者等で構成する特別支援教育専門家チームや、学校教育課に配置している特別支援担当主査が学校を巡回し、教育相談、検査及び助言等を行うなど、小中学校における特別支援教育体制の充実を図っている。</p> <p>(2) 現在の課題と今後の展望及び目標</p> <p>① 管理職のリーダーシップを進めていく ② 通級学級の教員に対して、特別支援教育の理念をさらに浸透させていく ③ 通級指導教室の拡充及び担当教諭の専門性向上を図っていく ④ 特別支援学級担当教諭の専門性の向上を図っていく ⑤ 学校、家庭、福祉の連携を一層進めていく</p>
主な質疑内容	<p>(問) 特別支援教育指導担当主査が設置されてから、教員等の理解が高まっているという実感はあるか。 (答) 担当主査は学校現場経験者の現役の教員が担っており、現場からも相談しやすい体制となっている。これにより、教員等の理解も年々高まってきていると考えている。</p> <p>(問) 通常学級の教員に対する特別支援教育の理念を浸透させていくための具体的な取組としてどのようなことを行っているか。 (答) 心理検査や知能検査の際に担任教諭が同席し、子供の特性や支援策について共有することにより、特別支援教育に関わる知識や見方などを伝えている。</p> <p>(問) 就学前の特別な配慮を必要とする子供については、福祉部門で対応しているのか。 (答) 教育委員会の特別支援教育担当主査と相談員で市内の幼稚園・保育園を巡回して、年長児の中で特別な配慮が必要と思われる子供について聞き取りをしている。また、福祉部門で行っている5歳児相談の際にも立ち会って就学の相談を受けている。</p> <p>(問) 特別な配慮を必要とする子供の個別の情報は、就学にあたり小学校へは引き継がれているのか。また、5歳児相談は全員が受けているものなのか。 (答) 個別の教育支援計画(通称イエローファイル)は乳幼児時期から発達支援センターでも使用しており、その後の就学の際にも引き継がれていく。5歳児相談は希望者のみで発達に関し気になる保護者からの相談を受けている。</p>